入　札　公　告

一般競争入札（条件付）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和５３年倉敷市水道局管理規程第１号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

令和　８年１０月２３日

倉敷市水道事業管理者　尾崎　英樹

記

１　入札に付する事項等

（１）入札に付する事項

施行番号	５０８管建改００１４
工事名	日吉町地内外配水管改良工事（その１）（管）
工事場所	倉敷市日吉町地内外
工期	契約日から令和　９年　３月１５日まで

工事概要

集計材料名称		新設
ＧＸ形ＤＩＰφ１５０	m	5.3
ＧＸ形ＤＩＰφ１００	m	93.4
仕切弁φ１５０	基	1
仕切弁φ１００	基	3
配水管切替工φ１００～φ２５	ヶ所	5
排水管取付工φ７５	ヶ所	1
給水管切替工φ２０	ヶ所	6

予定価格	１７，１６０，０００円（消費税及び地方消費税１０％を含む。）
発注業種	水道施設工事

（２）最低制限価格設定案件等

最低制限価格設定案件　　最低制限価格基準率：0.89（倉敷市水道局建設工事等最低制限価格取扱要領）

最低制限価格(税抜)＝予定価格(税抜)×(最低制限価格基準率＋(0.0005Ｘ＋0.00005Ｙ))　（千円未満切り捨て）

（３）支払条件

部分払	無
前金払	請負代金額が５００万円以上の場合、請負代金額の１０分の４以内（１０万円未満は切り捨て）の前払金を前払金保証事業会社の保証を要件として支払うことができる。
中間前金払	請負代金額が１，０００万円以上の場合、請負代金額の１０分の２以内（１０万円未満は切り捨て）の中間前払金を前払金保証事業会社の保証を要件として支払うことができる。

（４）契約保証

請負代金額の１００分の１０以上

（５）建設リサイクル法対象工事

該当（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）対象工事）

２　入札参加資格要件　※入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

（１）登録業種及び市内外業者区分　　各登録業者の市内外業者区分（定義を含む。）は、倉敷市契約課ホームページに掲載

倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第２０７号。以下「要綱」という。）に基づく水道施設工事における令和８年度の入札参加資格を有する者のうち、入札の公告日において、市内業者（市内に本社又は本店を有する者）及び県内業者（県内に本社又は本店を有する準市内業者に限る。）であること。
※準市内業者の定義については「４　その他」参照

（２）指定給水装置工事事業者証の交付

令和８年２月２８日までに倉敷市指定給水装置工事事業者規程（平成１０年倉敷市水道局管理規程第１号）第６条の規定による倉敷市指定給水装置工事事業者証の交付を受けていること。

（３）地区要件

入札の公告日において、契約締結先となる営業所等の所在地が倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（以下「局要綱」という。）別表に掲げる地区区分のうち大分類が倉敷地区の区域内であること。

（４）建設業の許可

入札の公告日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。

（５）総合値の点数　　各登録業者の総合値は、倉敷市契約課ホームページに掲載

令和８年度の水道施設工事の総合値（要綱第６条第１項の規定による点数の合計値）に局要綱第５条に規定する水道局発注工事成績の加減点を付加した点数が６５０点以上の者

（６）施工実績

水道施設工事として発注された請負金額３００万円以上の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第２項に規定する公共工事をいう。）を元請けとして施工し、平成２３年４月１日以降に完成し引き渡した実績（特定又は経常建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）があること。ただし、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。
（注）施工実績には、請負契約書の写し若しくは一般財団法人日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書、登録内容確認書の写し等、施工実績が確認できる書類を添付すること。ただし、倉敷市水道局発注の公共工事を施工実績とする場合に限り、添付書類の提出は不要

（７）本工事への配置予定技術者

ア　主任技術者又は監理技術者
入札参加資格審査申請時に建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。

イ　配水管技能者等
契約締結時に倉敷市水道局配水管布設工事の施工技術の確保に関する規程（平成９年倉敷市水道局管理規程第６号）第３条第２項に規定する配水管技能者（直接的雇用関係がある者に限る。）を配置できること。

３　入札手続等　　※電子入札システムへの登録については、電子入札システムの利用可能時間とする。

（１）入札参加表明受付期間

令和　８年１０月２３日（金）　９時００分から令和　８年１０月２９日（木）１７時００分まで

（２）設計図書に対する質問　※設計図書のダウンロードについては、質問締切日時までに行ってください。

・質問書送付先　ＦＡＸ　０８６－４２７－７２７１（水道総務課）
・質問締切日時　令和　８年１０月２８日（水）　１７時１５分まで
・回 答 日 時　令和　８年１０月２９日（木）　１３時以降

（３）入札受付期間及び入札金額内訳書受付期間

令和　８年１０月３０日（金）　９時００分から令和　８年１１月　６日（金）１０時００分まで

（４）開札日時

令和　８年１１月　６日（金）１０時００分

（５）入札参加資格審査申請時提出書類

・入札参加資格審査申請書　　・配置予定技術者の資格を証する書類の写し
・施工実績が確認できる書類（倉敷市水道局発注の公共工事を施工実績とする場合に限り、添付書類の提出は不要）

４　その他

（１）準市内業者の定義

市内に支店又は営業所を有する者のうち、平成１１年４月１日以降に倉敷市水道局発注（旧真備町発注工事を除く。）の水道施設工事について実績を有する者であって、次のいずれかを満たすもの
ア　平成１０年３月３１日までに指定を受けた倉敷市水道局指定工事店であって、届出により倉敷市指定給水装置工事事業者として指定を受けた者とみなされた事業者（倉敷市指定給水装置工事事業者規程（附則第２条））
イ　旧真備町において施工実績を有していた町外業者のうち、１市２町合併日後に市内に契約締結先となる支店又は営業所を有するもの

（２）その他注意事項

本公告に定めるもののほか入札参加に関し必要な事項は、一般競争入札（条件付）公告共通事項に定めるものとする。
水道局ホームページに掲載　水道局ホームページアドレス（https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/suidou/）

【問合せ先】　倉敷市水道局水道総務課　　電話　０８６－４２６－３６５５